

「道民笑いの日」制定要領

第1 趣 旨

北海道では、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」を策定し、道民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症や重症化の予防、健康を支えるための社会環境の整備や生活習慣の改善を図ってきている。

道民が、住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくため、健康寿命の延伸に向けた取組の一つとして、笑いが健康にもたらす効果が大いことに着目し、笑いによる健康づくりについて、道民へ普及することを目的に「道民笑いの日」を制定し、健康長寿を促す気運の醸成を図ることとする。

第2 設定日

8月8日を「道民笑いの日」とする。

「道民笑いの日」運動をさらに発展させるため、8日から14日までの1週間を「道民笑いの日推進週間」とする。

第3 実施主体

北海道（関係団体及び民間企業等と連携し実施）

第4 主な活動

ア) 笑いによる健康づくりをテーマとした講演会の開催

イ) 笑いによる健康づくりについて、道の各種広報媒体（広報誌、テレビ、ラジオ、HP）を活用した普及啓発の実施

ウ) 笑いをテーマに活動している関係団体や包括連携協定を締結している民間企業などと連携した普及啓発の実施

第5 関係機関等との連携

道民笑いの日は、関係団体や民間企業等の協力のもと取組を進めることとし、効果的な道民運動の推進を図るため「道民の健康づくり推進協議会」から、その推進方策等について意見、提言を求めるものとする。

第6 施 行

この要領は、平成28年8月8日から施行する。